

# 報 告 書

経済建設委員会は、令和4年10月24日（月）、25日（火）の2日間 三重県伊賀市において 伊賀ぶらり体験博覧会等観光事業について、同県津市において 移住・定住支援政策について、視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

## 記

伊 賀 市	市制施行	平成 16 年 11 月 1 日
	人 口	87,612 人
	世 帯 数	40,544 世帯
		(令和4年8月31日現在)
	面 積	558.23 k m <sup>2</sup>

伊賀市は、三重県北西部に位置し、古来より京都・奈良などに隣接し、交通の要衝として、江戸時代には宿場町として栄えてきた。伊賀忍者の里として知られている。

## 視察事項

### 【伊賀ぶらり体験博覧会等観光事業について】

#### 1. 伊賀ぶらり体験博覧会について

伊賀にあるものに目を向けた着地型観光の一環として平成26年度から開始。

運営母体は、伊賀市、伊賀商工会議所、伊賀市商工会等からなる最高機関「いがぶら実行委員会（今年度より事務も株式会社まちづくり伊賀上野が実施）」と実行委員会から選出された方と有志からなる「いがぶら実行部会」であり、実行部会が実際に活動している。

伊賀で体験できることを事業者から募ったり、実行部会のメンバーが発掘したりするなかで、参加事業者（パートナー）が決まる。参加事業者には、実行部会のメンバーが1対1につき、記事の作成等技術面でブラッシュアップするサポートシステムがある。そのため、プログラム数には限りがあるが、新規事業者にとっては参加しやすく、広告効果もあることから満足度が高くなる結果を生み出している。

参加者数は、開始した2014年度は1,531人、以降コロナ前の2019年度には

2,226人まで増加の一途をたどっている。コロナ後の2021年においては、コロナの影響を受けながらも1,149人の参加者数であった。その市内外の割合については市外が4割前後であり、観光客以外にも市民の方も継続して参加している。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、プログラム数や参加者数は減少したものの、オンラインという新たなツールの技術向上につなぎ、オンライン体験や通販事業を開拓することに成功している。

## 2. 伊賀ぶらり体験博覧会以外の市の観光事業について

- 1) 「伊賀上野NINJAフェスタ実行委員会」等目的に合わせた団体や、「忍びの里伊賀甲賀忍者協議会」等他自治体との協議会を組織し、忍者を切り口にしたイベントを企画・開催。
- 2) 春には伊賀上野NINJAフェスタ、夏には伊賀城ライトアップ、秋には上野天神祭、冬にはIGA NINJA WEEK、また商業施設での観光PR等、1年を通して観光イベント・PRを実施。
- 3) 総務省の補助金を活用し、伊賀上野観光協会DMOと共催で「観光まちづくり企画塾」を開催。市民参加型で新たなみやげ物、観光コンテンツを開発。

## 3. 新型コロナウイルス感染症と観光事業のあり方について

- 1) 令和2年度：観光庁補助金「誘客多角化等のための魅力的な観光コンテンツ造成実証事業」の活用。  
アプリを活用し、施設ごとに観光客を集客するのではなく、城下町一帯をテーマパーク化。
- 2) 令和3年度：観光庁補助金「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」の活用。  
リピーター確保にむけた謎解きツアー実施。  
バーチャルへの没入感が増すようアプリ改修。
- 3) 動画、オンラインを活用した情報発信。  
2022年2月22日（忍者の日）に世界的ダンサー（ケント・モリ）と発信事業を実施。

## 4. まとめ

伊賀ぶらり体験博覧会は伊賀市全体で地域の人を巻き込んで魅力的な企画を数多く立案していた。観光のみならず、新規事業の発掘効果も兼ねており、有志メンバーを含めた実行部会の尽力がなくてはならないものであった。まさにマンパワーというのがふさわしい事業であり、好循環を生じていると感

じた。

また、観光事業としては大きく影響をうける新型コロナウイルス感染拡大の中においても、国の補助制度を有効に活用し、素早く新たな方向性に目を向けチャレンジする姿勢には、どんな状況であれ、なんとかして地域を活性化し続けるという強い姿勢を感じた。

本市においても、DMOのあり方や、技・人・物といった資源の活用について考えるうえで、先進事例として伊賀市を参考としたい。

津 市

市制施行	平成 18 年 1 月 1 日
人 口	272,881 人
世 帯 数	127,805 世帯
	(令和 4 年 10 月 1 日現在)
面 積	711.18 K㎡

津市は、三重県の県庁所在地で、伊勢平野の中心部にある臨海都市である。江戸時代に入ると、築城の人手である武将藤堂高虎が伊勢国・伊賀国の領主として入り、津城を中心とした城下町として発展するとともに、伊勢参宮の街道を城下に引き入れるなど街道を整備し宿場町としてにぎわった。

視察事項

【移住・定住支援政策について】

1. リノベーション補助金や家財道具処分補助金等空き家利活用のための制度について

(1) 経緯・内容・実績

平成 21 年 4 月 1 日：美杉地区のみ対象の空き家情報バンク制度運用開始  
→水回り部分の改修が課題となる

平成 23 年 4 月 1 日：「津市三杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助  
金要綱」策定

水回り部分の改修費の 1 / 2 (上限 50 万円) を補助。

売買契約成立日から 1 年以内の申請が必要。

利用実績は、令和 3 年度まで年間 1 ~ 6 件。

→水回り部分以外の改修需要が高まる

平成 27 年 7 月 21 日：「津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金要綱」策定。

空き家情報バンクを利用して空き家を購入された方対象。

水回り部分以外の改修費用の 1 / 3 (上限 100 万円) を補助。

売買契約成立日から 1 年以内の申請が必要。

利用実績は、令和 3 年度まで年間 1 ~ 4 件。

平成 29 年 4 月 1 日：「津市移住促進のための空き家リノベーション補助金要綱」策定。

県外からの移住促進のため津市全域に補助対象範囲を拡大。

耐震基準を満たす空き家を賃貸または売買しようとする所有者または移住者が必要なリノベーション工事費の 1 / 3 (上限 100 万円) を補

助。

利用実績は、令和3年度まで年間0～2件。

→空き家の利活用には、元利用者の家財道具の処分が課題となる

令和4年4月1日：「津市空き家有効活用推進補助金要綱」策定

リノベーション事業に家財道具処分補助事業を追加。

空き家情報バンクで契約の成立した空き家に存在する家財の処分費用の1/2（上限5万円）を補助。

交付申請期限は家財処分の着手1か月前（市の審査期間として1か月）。

→早く家財処分ができない。

利用実績は、現在なし（相談はある）。

→見直し検討。

## （2）財政負担

「津市三杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金」

平成23年度～令和元年度 過疎債

令和2年度以降 空き家対策総合支援事業補助金1/2

過疎債1/2

「津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金」

平成27年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金  
（地域創生先行型）

平成28年度～令和元年度 過疎債

令和2年度以降 空き家対策総合支援事業補助金1/2

過疎債1/2

「津市移住促進のための空き家リノベーション補助金」

平成29年度～令和元年度 三重県リノベーション補助金（100%）

令和2年度以降 空き家対策総合支援事業補助金1/2

市費1/2

## 2. ふるさと就職活動応援奨励金、ふるさと就職新生活応援奨励金等UIJターン促進事業について

### （1）目的

市外からの転入（UIJターン）促進、定住人口増加

地域の消費喚起、商工業振興、経済活性化

### （2）経緯

平成27年度

「職務経験者UIJターン促進奨励金」創設

「ふるさと就職活動応援奨励金」創設

「ふるさと就職新生活応援奨励金」創設

↓ 「企業支援」から、就職する「人への支援」へ施策シフト  
平成 29 年度

「職務経験者 U I J ターン促進奨励金」廃止

「ふるさと就職活動応援奨励金」継続

「ふるさと就職新生活応援奨励金」継続

### (3) 内容・実績

「職務経験者 U I J ターン促進奨励金」

交付対象：職務経験者を採用した市区域内に主たる事務所を有する中小企業等、医療法人、社会福祉法人、学校法人

概要：上記企業等が市外在住の職務経験者を採用した場合、6 か月経過後、1 人採用につき 15 万円（上限額は 1 社 1 年あたり 5 人、75 万円）交付。※職務経験者とは、過去 5 年間の内、3 年以上常時雇用、もしくは週 30 時間以上働いた経験を有する者。

実績：平成 27 年度 400,000 円（2 社、2 人）

平成 28 年度 2,800,000 円（14 社、14 人）

平成 29 年度 1,800,000 円（11 社、12 人）

平成 29 年度に国の補助がなくなったため、1 人採用につき 20 万円から 15 万円に減額。

平成 30 年度以降廃止。

「ふるさと就職活動応援奨励金」

交付対象：三重県外に居住する津市出身者で、津市区域内に主たる事業所を有する企業等に就職活動を行った個人

※津市出身者とは、満 18 歳に達する日までに 3 年以上津市に住民登録していた者

概要：津市出身者で進学や就職等のために本市外に居所を構える者が、津市区域内に主たる事業所を有する企業等へ就職活動を行った時、それに要する交通費として居住地ごとに 3 千円から 3 万円までの該当金額を交付（同一年度内 1 回限り）。

実績：平成 27 年度 26,380 円（北海道 1 人）

平成 28 年度 183,490 円（東京都 3 人、愛知県 2 人ほか計 11 人）

平成 29 年度 227,058 円（秋田県 1 人、埼玉県 1 人ほか計 13 人）

平成 30 年度 239,000 円（北海道 1 人、岩手県 2 人ほか計 17 人）

居住地の都道府県別定額制に変更

令和元年度 78,000 円（新潟県 1 人、群馬県 1 人ほか計 6 人）

令和 2 年度 121,000 円（北海道 1 人、石川県 1 人ほか計 8 人）

令和 3 年度 55,000 円（東京都 2 人、長野県 1 人ほか計 4 人）

#### 「ふるさと就職新生活応援奨励金」

交付対象： 津市外に居住を構える者で、津市区域内に主たる事業所を有する企業等の就職内定通知を取得し90日以内に交付申請を行った者で、同企業等に就職し、津市に転入（住民登録）した個人  
補助概要： 津市外在住者が津市区域内に主たる事務所を有する企業等に就職し、津市に転入（住民登録）した者に対して就職祝金として5万円を交付。

実績：平成27年度	1,300,000円（26人）
平成28年度	2,000,000円（40人）
平成29年度	2,650,000円（53人）
平成30年度	1,300,000円（26人）
令和元年度	1,350,000円（27人）
令和2年度	1,400,000円（28人）
令和3年度	1,400,000円（28人）

#### （4）財政負担

平成27年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金  
（地方創生先行型）

平成28年度以降 市費一般財源

#### 4. まとめ

津市は10市町村が合併しており、それぞれの地域の特性を生かした施策を進めている。過疎地域対策として始まった空き家対策事業は、課題解決に向けて進むなか、市内全域を対象とした移住促進事業に発展した。

また、転入者を増やす取組みとして、奨励金交付事業も進めてきた。

津市の事業に共通して言えることは、事業開始後も、効果検証を怠らず、課題解決に向けた取組みを進め、事業として発展しているということであった。

「第2期津市空き家等対策計画」においても、空き家の所有者アンケートや空き家実態調査等で現状の課題を把握し、施策に反映していた。

議員からは、移住者を定住させるために工夫している点や、転入手続きのワンストップ窓口を設けているか質問があり、それに対しては、地域での巻き込みが大事であること、またワンストップ窓口については美杉地区の総合支所では対応しているが、それ以外では対応していないと回答があった。

当市においても課題である、空き家対策、人口減少についての対策の一例としてとても参考になるものであった。

以上

なお、詳細については、議会事務局に資料を保管していますので、ご覧ください。